

自動車事故など他人の行為により 病気やけがをしたとき

自動車事故など他人の加害行為が原因で病気やけがをしたとき、給付制限などの特殊な場合を除いて健康保険を利用して治療を受けることができますが、その場合、できるだけすみやかにご連絡いただき、必要書類を提出していただく必要があります。



お問い合わせや書類の提出先は、業務委託を行っております下記の会社をお願いします。

お問い合わせ先・書類の提出先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-4-2
ガリバー・インターナショナル株式会社
経営企画室 求償(キュウショウ)係 事務担当者
TEL: 03-6778-2718 FAX: 03-3661-3512
E-MAIL: tky-kyusyou@gulliver-i.co.jp

平成30年9月より
業務委託を
開始しました

もし自動車事故にあったら

1 できるだけ冷静に

ショックで冷静な判断を失うことがあります。できるだけ冷静に対処してください。

2 加害者を確認

ナンバー、運転免許証、車検証などを確認しましょう。

3 警察へ連絡

どんな小さな事故でも、必ず警察に連絡しましょう。

4 示談は慎重に

示談により、損害賠償請求権の一部を放棄した場合、その範囲で健康保険の給付を受けられなくなることがあります。後遺障害などで後から治療が必要になったとき、健康保険が使えないといった事態を避けるためにも、示談をする場合は事前にご相談ください。

第三者行為となる場合の例

第三者行為の主な事例は自動車事故ですが、次のような場合も第三者行為となります。

- 学校やスーパーなどの設備の欠陥でけがをしたとき
- 他人の飼い犬やペットなどにより、けがをしたとき
- 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
- 飲食店などで食中毒にあったとき

業務上の事故が原因のときは

業務上あるいは通勤途中に第三者行為が原因で病気やけがをしたときは、健康保険ではなく労災保険が適用となりますので、事業所担当者にお問い合わせください。